

会 議 録

会 議 名	第 8 回米原市男女共同参画審議会
開催日時	平成 30 年 12 月 14 日 (金) 午後 2 時 30 分～ 4 時 10 分
開催場所	米原市役所 米原庁舎 2 階 会議室 2 A
出席者および欠席者	出席者：小沢修司委員(会長)、石河美千子委員(副会長)、北村和子委員、塚田多佳子委員、山口江美子委員、岩脇明美委員、渡部優委員、北村きの委員、桂晃潤委員、奥村義治委員、北村智子委員、川瀬直亜委員 米原市：山田総務部長、西澤人権政策課長、三條課長補佐、宮崎主幹 欠席者：鈴木委員、南委員、小川委員
議 題	・第 3 次米原市男女共同参画推進計画における進行管理について ・意見交換
資 料	当日配布資料 ・地域における男女共同参画を促進しましょう！ (12 月 13 日に自治会配布した資料) ・滋賀県データにみる比較 (女性が自治会の代表または副代表の割合) 事前配布資料 ・次第 ・米原市男女共同参画審議会委員名簿 ・第 3 次米原市男女共同参画推進計画進行管理調査票
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	第 3 次米原市男女共同参画推進計画の進行管理について事務局より説明を行い、意見等をいただいた。
審議経過	各議題について事務局から説明を行った後、各委員から意見等をいただいた。主な意見は別記のとおりである。
会議の公開・非公開の別	■公 開 傍聴者：なし
会議録の開示・非開示の別	■開 示 □一部開示(根拠法令等：) □非 開 示(根拠法令等：)
全部記録の有無	会議の全部記録 ■有 □無 録音テープ記録 □有 ■無
担 当 課	総務部 人権政策課 (内線 91-129)

別記

【第8回審議会概要（主な意見等）】

報告事項として、各項目別に並べた第3次推進計画進行管理について事務局から説明をおこなった後、各委員から御意見をいただいた。（詳細説明略）

会長

現段階での平成30年度の状況が報告されました。前回の担当課別のものを、今回は体系別に並べ直した資料です。組替えをしてみて、事務局としての感想などがありますか。

事務局

体系別にしたものをもう1回、担当課に返さないと、自分たちのしている仕事の意味を自覚してもらえないと感じました。今回はしっかり体系別にしたものを担当課に返し、ブラッシュアップを進めたいと感じました。

会長

自分の担当や、市全体でどういった課題をもっているか、それがわからないとダメということですね。進行管理票の振り返りをしていただきました。これは大きな前進ではないかと思えます。

事務局

前回はヒアリングを行っております。今回は体系別にした後で、もう一度、ヒアリングが必要だと感じました。「内容」「質」そして「何のために数字を求めるのか」に繋がっていないと意味がないと思っています。共通理解できるようにしようと思っています。

会長

例えば、フォーラム、学習会や講演会を開催し参加者数は目標値を超えたとします。そこで参加者のアンケートを受け取っておられると思うので、参加者の受け取り方はどうであったかとか、意見や今後の課題などの情報を付け加えていただくとわかりやすと思います。

事務局

すべての催しについてアンケートをとっております。それが調査票にまで落ち切っていない点が、我々もジレンマですので、さらに深めて参りたいと考えております。

委員

行政としてのいろんなものを考えてやらないといけない。一般の市民に対して果たす責

務に関して、そういう面が今のご説明の中に反映されたとはいえないというのは課題かなと思います。

委員

P22 の米原市子ども家庭相談支援事業の要保護児童に対して必要な相談・支援を実施する子ども家庭相談室で、平成 29 年度は、児童虐待ケース 42 件を含み「相談対応数 233 件」となっています。これはどういう形で支援をしていただけたのか、児童相談所などが対応しているのでしょうか。どういう実態なのかということが気になります。

委員

今の質問に答えていただく前に、言葉の意味を教えてくださいたいのですが、「支援申出者」と「合わせて支援を申し出る者」の違いを教えてください。

委員

「支援申出者」というのはDV被害者本人です。たとえば夫から暴力を受けている妻がいれば、妻が「支援申出者」になります。

その方に子どもいて、子どもも暴力を受けているとか、受ける恐れがあるとなれば「合わせて支援を申し出る者」となります。

この制度は住民票や戸籍の写しの制限になります。本来、同居の方ですと、写しをだすことは可能です。しかし住民票を出してしまいますと、居場所がわかってしまい、またDV被害に遭う可能性があります。

こちらの方がどのような被害に遭われているということではなく、居場所を教えてくださいたくないということを地域協働課に届け出てもらうことになります。リンクして相談窓口になっているということではありません。

委員

私は、住民票が出せない状況にある人が気になります。住民票すら出せない。また誰が住んでいるのかもわからない。そういったところが上手く把握できるかどうかです。

委員

関係課との連携を行い、情報管理の徹底をおこなうということの意味は、横に情報が漏れないようにすることなのか、それとも住民票を出さないという取り組みを地域協働課ではしてますよということなのか。

委員

地域協働課だけではなく、他の課からも情報をみることができますので、そちらとも情報

管理の徹底をおこなっています。

委員

委員としては、この人は止めてくれと言われてますよという情報だけじゃなくて、その方を支援するためにどんな連携があるのかということまでを含めて連携していかなければ、意味がないのではということですよ。

委員

以前に相談を受けた内容ですが、住所は明らかにできない。でも、その人に何か食べるものを誰か提供しなきゃならない。そういう方と関わりながら、補助できることをするとしても、実態が把握できないので、悩ましいところです。

委員

地域協働課としては、住民票を出さないということですね。

委員

地域協働課という名前ですが、もともと市民窓口課といった部署を含んでおり、窓口業務で関わっています。実際の支援としては、他の部署となります。

委員

連携が必要なときに全体をまとめるのはどこになるのですか。

事務局

ケースによって異なります。今ほどの支援の申し出が地域協働課になされた場合ですが、申請をして受理をした段階からスタートします。これは効力が1年しかありません。残り1か月ほどのときに、継続確認の通知案内をするのも地域協働課となります。

次に、子どもがいた場合は、結構救いのフィルターが大きくて、こども家庭相談室が窓口となります。高齢者がその親を虐待しているとかになると、くらし支援課が担当することとなります。県の配暴センターという組織もあります。警察とも連携をしているということで、我々の中でそういうネットワークを組んでいる会議の場もあります。

会長

そういった情報は民生委員に伝わっていないのでしょうか。

事務局

上手に伝わりきっていません。また市役所内でも同じです。

会長

事務局の方からは、3つの情報提供がありました。委員の意見を求めたいとのことでした。まず「女性自治会役員の選任」です。ページ数でいうと2ページ。女性自治会役員の選任は、現在は自治会数としては「4自治会」。役員数としては「5人」とありました。30年度の目標は「10」ということですが、見通しとしてどうですか。

委員

自治会の担当となっている地域協働課としてお答えします。なかなか厳しいこととなっています。昨年から上がっていない状況です。ここでインセンティブを与えて女性役員を選出するといったことについても一つ意見をいただきたいところだと思っっているのですが、現在考えているところでは、「自治会長」「副自治会長」だけではなかなか難しく、女性としては、経験もないまま、いきなり自治会長にはなれない。ですので、意思決定機関となる複数役員の中に一定比率の女性が入っていれば支援する、というインセンティブも出しながら自治会役員の中に女性を増やしていくことも大事なかなと思います。

会長

委員でもあり、担当課長でもあるわけですが、委員としては、どのようなお気持ちですか。

委員

女性が手を上げて出られること自体が、年代的には50歳以降ぐらいかなと思われます。また、その方たちが関わってきた環境もありますが、そういった環境で私がやりましようかかっていうことは時期的に難しいかなというふうに思います。

今の現在のお子さんたちですと、もう教育からして、男女平等になっているので、違ってくるんですが、昔の教育を受けてきた世代は、男性が先で、女性が後、こういうところで活躍する中でもなかなか一歩が踏み出せないというか、後ろをついていこうかなみたいなどころは正直な気持ちですので、なかなか意識改革はできにくいと思います。

委員

自治会役員における女性の活躍を示した資料のうち、湖南市の伸びを示したものがあります。問い合わせた結果、なぜ女性の参画が伸びたかについては特別なことをしてはなく、自治会の括りが大きくなった際に、役員となる女性がたまたま増えたことによるものようです。また女性参画の多い大津市にも問い合わせをしました。自治会数も米原市の10倍ほどかと思っます。一堂に会した会議はなく、自治会連絡員として自治会の役員が選定されているようです。調査では、自治会役員を問い合わせているわけではなく、自治会連絡員を問い合わせているのが実際のところなので、連絡のつきやすい方として女性が登録されるケースが多いようです。大津市としては、代表者が「自治会役員」であるのかどうかは求め

ていないとのことでした。「代表として、連絡員として、どなたか登録してください」ということで女性登録の率が高まっているようです。

会長

滋賀県南部で自治会役員における女性参画が進んでいるのだなと思うところですが、今の説明からすると、少し違うことになりますね。米原市でこのような計算をしたらどうなるのでしょうか。

委員

米原市では、自治会役員全員が集まる会議が催されていて、そこに集まる代表者が自治会を代表する役員となります。自治会の代表者として名前を提出いただき、登録させていただいています。「自治会の代表=代表」であり、「連絡係」というのはありません。

委員

実際にどのような動きになっているかという点、多くの自治会長さんは夫。また逆に名前だけが妻で、ほとんどやっている自治会もあります。正確に把握はできないなという気がします。

委員

学校のPTA会長は必ず男性です。私の経験している中ですが、前例がないからとのことでした。副会長には男性と女性がいて、女性は一年任期で終わるが、男性は翌年に会長となることが暗黙のルールであるようです。

かつて女性に会長を頼みにいかれたことがあるが、仕事はするが、会長の名前だけは男性にしてほしいといわれたことがありました。意識として「会長は男性がするもの」というものがあるようです。選択肢として「女性もPTA会長になる」という意識が浸透しないと、自治会役員の広がりには難しいと思います。今年度、私の住む自治会では、会長ではなく、構成する組長に女性の方ができました。組長には世帯主の名前で登録されますが、たまたま母子家庭の世帯が対象となり、女性の組長が生まれました。選ぶ際に世帯主で選ばれるので、女性がでてくるケースが少ないです。実際には、家族で仕事をこなすので、女性もいろいろな出番がありますが、表に立つのは男性ということになります。

もうひとつ、社会教育委員の会長をしたことがあります。当初、自分自身の中で「代表者は男性」という意識がありました。委員の中で男性比率が高いと難しいのですが、委員の中に女性が多いと、女性でも会長を務めやすいと感じました。

自治会の中でも同じで、役員の中に女性が多いと自治会長も務めやすいと思います。まずは世帯主が組長候補者となる慣例を変える必要があるようです。

事務局

進行管理票にはPTAの項目もあるのですが、補足をしますと、認定こども園・保育園・幼稚園の保護者の代表は取り合いです。地域の中では、そこから小学校の高学年までが一本で考えられており、子どもが小さいうちに早めに役員をしておきたいと思っています。しかも女性が多い。運動会や卒園式の挨拶を女性会長がおこなうことは多いです。この世代が上がっていくと、市民感覚が変わるかなと思います。またPTAをもたない学校も登場してきました。

委員

男性がPTA会長を務めた次年度は女性が務めるといったようにルール化すると良いかも知れません。

委員

3年ほど前にPTA会長をしました。実際にはPTA会長の仕事が一番楽です。部会のほうが仕事は忙しいです。会長しませんかと言われてたら一番に手を挙げます。

自治会も同じで、仕事の中身が問題です。年齢に関係なくみんなが自治会活動に参加できるようになってくれば、女性であろうが、男性であろうが、でていけるようになるので、自治会の改革をしていただけたところに対するインセンティブがあっても良いと思います。

単に女性を代表者にあげてきた自治会にインセンティブを付与するというのは、あまりにも知恵がないと思います。

先ほど自治会にチラシを配られた話題がありましたが、自治会役員はどのように受け取られたかなと思います。私の住む自治会は400世帯弱で構成されており、そこに17の組があり、昨年は「組長」をしました。うちの組は24世帯で構成されています。これまでは24軒を順番に組長を回していたのですが、うち16軒が女性だけの世帯となっており、現在では男性のいる8軒で組長を輪番しています。正副の役員がいるので、4年に一回役員が回ってくることとなります。仕事の中身を男性でも女性でもできるように変えていき、自分たちの町を自分たちで維持できるように改革していかなければなりません。

改革せずに、女性に役員を押しつけるのではなく、まずは地域の中で仕組みを変えていく必要があるでしょう。自治会役員は神社の宮世話を兼ねているので、保守的な部分があり、女性は神社のことには携わってもらえないという慣例が残っていましたが、3年ほど前に改革され、今は女性の組長もでてきました。その方には神事に参画していただいています。

委員

私は男女共同参画のメリットが分かりません。私の自治会では、琵琶湖の湖岸清掃があります。清掃で集められたゴミ袋はとても重く、それを集めるのも自治会長の仕事となってい

ます。なかなか女性でできることではありません。男女共同参画では整理できないと思います。自治会の女性参画率が向上することはないと思います。

P T Aにおいても、男性がリーダーシップを掲げてやってきた姿を見ているので、男女共同参画でひとまとめにしていこうとするのは問題があると思います。

委員

「長」になると大変な仕事もあり、重労働だとおっしゃいますが、「長」にそれだけの労働を課さなければ良いのです。それはみんなで分担して、みんなです。誰でも役員ができるように仕組みを変えていくことが大事です。

委員

意味は分かります。自治会の団結をつくりあげていくのは自治会長であり、自治会が先頭をきって動かなければ非難があります。現実には、そんなきれいごとではありません。

委員

滋賀県南部の大津市とかでは達成できているので、そこから学ぶことが大事だと思います。きっと仕事の内容が異なるのだと思います。どうしても「代表は男性」となるので、もっと民主的な方法にしていく必要があると思います。

会長

世帯主から代表を出すといった仕組みも見直すことができると思います。実際に仕事を担っている人は「男性」なのか「女性」なのか、実態を調べてみる必要があるでしょう。

会長や副会長に女性になっているということよりも、実際に仕事をしているのは誰なのかを調査できれば、それは全国に対して問題提起になると思います。会長が男性なのか女性なのかだけでは先に進むことはできません。

インセンティブを付与するのではなく、実態の把握をしっかりとした上で、実態を反映できるような指標の在り方に変えていく必要があります。皆さんの話を聞く中で、大事なことが見えてきました。

委員

対象が女性になるのではなくて、今いらっしゃる男性会長の方から女性の方に積極的に意見を求めるほうが、女性も発言しやすいと思います。

会長

しっかり女性の意見を吸いあげることが大事です。委員に女性が出たほうが意見は反映されやすいですが、実際に女性の意見を吸い上げることができていれば、自治会の中で男性

が会長になろうが、女性が会長になろうが、不都合はないはずです。男性自身が「男女共同参画」の視点で参加者の意見を聴き取っていくことは大事です。

委員

実態を調査してみますと、おそらくほとんどは女性に担ってもらっているのではないのでしょうか。男性が自治会長としてご苦労いただいている部分はあるのですが、文書配布をしていただいているのは女性です。そういった仕事は、女性が断然多いと思います。

委員

「自治会長を終えたら身体を壊す」という話があります。仕事の内容は誰でもができるようなものに改善していかなければなりません。妻が仕事の一躍を担っているという話がありましたが、それはすごく大事なことで、自治会の運営に関わっていることは、自治会の動きを垣間見ることになります。自治会がいま何をしているのか、何が自治会にとって重要な案件なのか、そういうところまで目を向ける、今まではそういったことができていなかったと思います。

いきなり自治会長などの役をもらっても、なかなか能力のある人でもできない。だから、日頃から自治会の運営は何らかの形で、もっと小さい役の時に早くから担当して、力をつけていくということが大事だと思います。

先ほど会長から中身が分からないという指摘がなされました。中身の見える化を図ってほしい話がありましたが、この組織目標の中においても、女性自治会役員の選出のところをみると、各自治体における自治会連絡協議会の場やまちづくり実行委員会設立に向けたヒアリングの時に女性役員選出に向けた啓発を行うことが記されています。同じ目標であっても、それぞれの年度で、今年度はどういった形で取り組んで移行とするのか、そこが大事だと思います。

自治会における女性役員の数をあげるだけでなく、行政としてどういう関わり方をしたかというのが見えるように、継続的な動きがわかるように、前回は自治会カルテの話でもでしたが、効率的な効果のある継続的な取り組みをしていただきたいなと思います。

もう一つあります。体系的にまとめてくださるので、よく分かるのですが、人材を探すときに「ルッチまちづくり大学」がありますが、人材を求めている側、人材を育てている側、言葉では「連携」されているのですが、実際に膝を突き合わせて、女性の活用について語られていることがあるのか知りたいです。

行政の中で、それぞれ情報をもっていて、それを繋いでいく。そこがもう一歩できれば良いと思います。

会長

本日の審議会は、深まった議論にはなったかと思います。実態がどうなのかという調査は、

いろいろとしていきたいと思います。

(1時間40分)